

議案第 9 号

市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 6 月 6 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 5 条の 2」を「第 5 条の 2 第 1 項」に改める。

第 6 条第 1 項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第 10 条第 1 項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第 153

条第1項に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。))」を、「以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加える。

第46条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。))」の次に「又は介護医療院」を加える。

第47条第3項、第48条、第62条第3項、第74条第2項及び第75条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第80条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第85条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

国の「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の改正を踏まえ、利用者に係る身体的拘束等の適正化を図るために必要な措置を講ずることとするほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。